平成２５年（フ）第１５号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字大森町85番地町営大森Ｃ住宅224号
債務者　遠藤美智代
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第３６号
茨城県那珂郡東海村白方中央１丁目15番３号藤栄ハイツ105
債務者　大橋　大蔵
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８６号
茨城県ひたちなか市大字津田2031番地の659
債務者　菊池　英樹
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第９４号
茨城県水戸市内原町1657番地　富田ハイツ202号、前住所茨城県水戸市見川１丁目1159番地の２　エクセル・コートＡ棟101号
債務者　内田　香織
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３４号
茨城県坂東市幸田新田102番地
債務者　笹平　貴弘
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４３号
茨城県古河市横山町２丁目13番４号　ハイツ横山201号、前住所茨城県古河市三和136番地２
債務者　宍戸　憲一
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５０号
茨城県筑西市海老ヶ島2066番地１　１番
債務者　堀江　洋子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５２号
茨城県古河市長谷町26番16号　サンライトヒルズＣ―102
債務者　山室　昭雄
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５３号
茨城県筑西市直井1323―２　ヴィラウィング102、住民票上の住所栃木県芳賀郡益子町大字七井2449番地12
債務者　佐藤　才斗
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５４号
茨城県結城市城南町１丁目14番地１
債務者　齋藤　義雄
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５５号
茨城県結城市城南町１丁目14番地１
債務者　齋藤美枝子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５８号
茨城県古河市上辺見2515番地　鹿養台ハイツ201号
債務者　田中美栄子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第７号
千葉県長生郡長生村一松丁3662番地１
債務者　春木　弥美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
千葉県茂原市町保13番地72　602号
債務者　深沢　拓生
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
千葉県木更津市貝渕２丁目９番７号
債務者　伊藤孝治郎
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２７号
千葉県木更津市貝渕２丁目９番７号
債務者　伊藤　静江
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第７４号
岐阜県羽島郡岐南町八剣６丁目71番地
債務者　山田　愛子
法定代理人成年後見人　田中　　守
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第８１号
岐阜市岩崎833番地１　シャンポール神谷３の11号
債務者　小林るり子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで岐阜地方裁判所